

令和 7 年度地域おこし協力隊募集支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 概要

(1) 業務の名称

令和 7 年度地域おこし協力隊募集支援業務委託

(2) 業務の目的及び内容

別紙「仕様書」に記載のとおり

(3) 履行期間

契約日の翌日から令和 8 年 3 月 13 日まで

(4) 履行場所

那須塩原市内ほか

(5) 提案上限額

3,498,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※受託者が本業務を執行するに当たって必要となる一切の費用を含む。

(6) 支払い条件

精算払（1 回）

(7) 担当課及び書類提出先

那須塩原市企画部企画政策課 企画政策係

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2

TEL：0287-62-7106

MAIL：kikakuseisaku@city.nasushiobara.tochigi.jp

2. 参加者の資格要件

参加者は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく那須塩原市の入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされた者（これら手続開始の決定後、那須塩原市の入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 那須塩原市建設工事等指名停止基準（平成17年那須塩原市告示第143号）の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。併せて、その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等がないこと。
- (6) 委託業務の履行に関し法令上必要となる資格等がある場合にあっては、当該資格等を有していること。
- (7) 業務を確実に履行できる体制及び同種・類似業務の履行実績を有すること。

3. 公募型プロポーザルの手続等

(1) プロポーザルの日程

事業公募開始	令和7年4月23日（水）
参加申請書提出期限	令和7年5月8日（木）正午
質疑書提出期限	令和7年5月8日（木）正午
質疑回答	令和7年5月12日（月）
企画提案書提出期限	令和7年5月22日（木）正午
審査結果通知・公表	令和7年5月28日（水）（予定）

(2) 参加申請書の提出

a. 提出期限

令和7年5月8日（木）正午（必着）

b. 提出先

1. (7) に同じ。

c. 提出書類

- 参加申請書（様式第1号）代表者印を押印したもの1部
- 参加資格要件確認書（様式第2号）1部

d. 提出方法

持参又は郵送による。なお、持参の場合は、開庁時間に準ずるものとし、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

e. 参加辞退

参加申請書提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式第3号）を提出すること。なお、参加辞退届の提出期限及び提出方法等は、企画提案書に準ずる。

f. その他

参加申請書提出者に対し、資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者については、個別に通知する。

(3) 質疑書の提出及び回答

a. 提出期限

令和7年5月8日（木）正午（必着）

b. 提出先

1. (7) に同じ。

c. 提出書類

質疑書（様式第4号）

d. 提出方法

電子メールで質疑書を添付し送付すること。なお、質疑書を提出した場合は、電話により到着の確認を行うこと。また、電子メールの件名は次のとおりとする。ただし、参加者名称は、略称でも可とする。

件名：地域おこし協力隊募集支援業務_送信年月日[yyyymmdd]_(参加者名)

【例】地域おこし協力隊募集支援業務_20250508_株式会社△△△△

e. 質疑への回答

質疑への回答は、参加申請を行った全ての事業者へ回答書を添付した電子メールを送信する。ただし、質問内容により事業者選定の公平性を保てないと判断された場合は、回答を行わないことがある。

f. 質疑回答予定日

令和7年5月12日（月）

(4) 企画提案書等の提出

a. 提出期限

令和7年5月22日（木）正午

b. 提出先

1. (7) に同じ。

c. 提出書類

■ 企画提案書表紙（様式第5号）

■ 会社概要書（様式第6号）

■ 業務実施体制図（様式第7号）

■ 履行実績等（様式第8号）

■ 企画提案書（任意様式）

内容は別紙「仕様書」に基づき作成すること。

■ 見積書及び内訳書（任意様式）

企画提案書に基づく見積書とし、本業務を執行するにあたって必要となる一切の費用を含む金額（企画提案書提出時点における消費税及び地方消費税相当額を含む金額）とすること。ただし、参考見積額が上記「1. (5) 提案上限金額」を上回る場合は、失格とする。

d. 書類作成に当たっての注意事項

- 書類については、全て片面印刷、可能な限りA4サイズとすること。ただし、やむを得ずA3サイズとする場合は、片袖折りをしてA4サイズにあわせること。
 - 複数ページとなる場合は、ページ番号を付けること。
 - 企画提案書の記述は、職員が補足説明を要せず理解できる内容とすること。
- e. 提出部数
 正本1部、副本4部
 ※正本の企画提案書表紙に代表者印を押印すること。
 ※添付書類は、企画提案書の正本にのみ添付すること。
- f. 提出方法
 持参又は郵送による。なお、持参の場合は、開庁時間に準ずるものとし、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。
 ※提出書類は電子メール等（ファイル転送サービスでの送付も可）でも送付すること。PDF形式とし、送信後は電話により到着の確認を行うこと。
 ※提出書類は、審査において必要な範囲において複製できるものとする。

4. 審査方法

(1) 評価基準

別表「評価基準」のとおり

(2) 評価方法

- a. 提出された企画提案書及び見積書について、別表「評価基準」に定める評価基準により書面審査を行う（本プロポーザルにおいては、プレゼンテーションは行わない。）。
- b. 評価基準により能力評価、提案評価及び価格評価を行い、それぞれの評価点の合計が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、同点となった者が複数あった場合は、提案評価の評価点がより高い者を契約候補者として選定する。
- c. 能力評価と提案評価の配点を合算した配点の5割を基準点とし、基準点に満たなかった提案者は選定の対象としない。

(3) 結果通知

審査結果は、令和7年5月28日（水）に書面による通知を発送する予定である。同日に通知を発送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

5. 契約の締結

契約候補者の選定後、被選定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された価格提案書の記載額で契約を行う。ただし、選定後契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

6. その他

- (1) 企画提案書の提出後、提案者が「2. 参加者の資格要件」に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要領等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。
- (2) 企画提案書の記載内容は、本業務における実施義務を提案者が提示したものとする。
- (3) 企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。
- (5) 審査方法及び審査結果等に対する異議は、認めない。
- (6) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。